

令和8年度 農業振興課所管補助事業（予定）一覧

R7.9.1 時点

No.	種別	補助事業名称	事業名	対象	補助率	事業【内容】・条件等	農業振興課担当者
1	市	小規模農業者支援事業		認定農業者・新規就農者・法人等を除く、地域農業の担い手として、農業を営む意思又は目指すべき農業の展望を有する者 ※同一の補助対象者に対する補助金は、1回に限るものとする。	1/3	【内容】 地域農業を担う農業者を育成するために必要な機械及び設備の導入に要する経費とする。ただし、補助対象経費が20万円以上であること。 【補助率】 補助対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を上限とする。	下戸
2	市	果樹農家営農推進支援事業		市内において10アール以上の果樹栽培を行う者とする。	1/2	【内容】 果樹栽培を行うために必要な肥料農薬代、苗木代、資材費、機械の購入費用及びリース代、土地賃借料並びに農業用施設の整備に要する経費とする。 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額とする。 【補助限度額】 ・果樹棚の設置等、SSの購入等 … 100万円 ・それ以外の経費 … 50万円	中島
3	府	京野菜生産加速化事業	パイプハウス整備事業	京のブランド産品等を生産する団体（JA部会、3戸以上の農家で組織する団体など）	最大50%	【内容】 京のブランド産品等（みず菜、九条ネギ等）を対象とした新設及び再利用パイプハウスの整備事業。 【採択要件】 （1）受益戸数 3戸以上 （2）受益面積 葉菜類：概ね40a以上 果菜類：概ね20a以上 花き類：概ね40a以上 （3）事業期間 2か年	中西
4	府		生産・流通改善条件整備事業	京のブランド産品等を生産する団体（JA部会、3戸以上の農家で組織する団体など）	45%	【内容】 省力・低コスト生産及び加工用機械・施設の整備事業。 【採択要件】 （1）受益戸数 3戸以上 （2）受益面積 ・野菜・果樹などのブランド品目：10a以上。 ・その他の品目：概ね50a以上。 ・花き類：概ね30a以上。 （3）事業期間 1か年	中西
5	府	京野菜産地基盤づくり事業		・京のブランド産品等を生産する団体（JA部会、2戸以上の農家で組織する団体など） ・実需者等との定量・定価格契約を締結した園芸品目	45%	【内容】 外食産業等の企業ニーズに対応できる生産現場での一次処理・加工流通機能強化を支援（事業期間：1年） 【採択基準】 ・受益戸数 2戸以上 ・受益面積 生産・流通改善条件整備事業に同じ ・生産、加工又は集荷コストの10%以上の削減や販売額の10%以上の増加等、成果目標を立てていること。	中西
6	府	「京の米」生産イノベーション事業		3戸以上の農業者で組織する団体、農業生産法人等	40% (50%)	【内容】 実需ニーズに応じた米等の生産に必要な農業機械等導入支援。 【採択要件】 （1）下記どちらか1つの実施、または計画があること。 ・利用権設定概ね5ha以上特栽米等生産計画を行う計画を有していること。（機械規模、性能により上記面積は拡大する場合有。） ・特栽米等に係る作業受託（2作業以上）概ね5ha以上する計画を有していること。 （2）上記について、実需者ニーズに対応した米生産とすること。 （3）3戸以上の農業者で組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織、運営並びに米の販売についての定めがあること。	大上

令和8年度 農業振興課所管補助事業（予定）一覧

R7.9.1 時点

No.	種別	補助事業名称	事業名	対象	補助率	事業【内容】・条件等	農業振興課担当者
7	府	京の地域特産物 応援事業	条件整備事業	3戸以上の農業者で組織する 団体、農業生産法人等	50%	【内容】 水田での小豆、黒大豆の産地拡大や生産安定に必要な農業 機械の導入支援。 【採択要件】 （１）実需者からの具体的なオーダーに基づいた農産物の 生産を行うこと。（水稻類は除く） （２）農産物の生産量増加または品質向上に資する計画を 策定すること。	大上
			推進事業		定額 300千 円	【内容】 作物の生産に必要な栽培実証圃や実需者との計画協議受け 入れ支援 【採択要件】 （１）実需者からの具体的なオーダーに基づいた農産物の 生産を行うこと。 （２）農産物の生産量増加または品質向上に資する計画を 策定すること。	
8	府	集落連携100ha 農場づくり事業 （別紙なし）	革新計画作成 推進事業	広域営農体制準備組織	定額 250千 円	【内容】 持続可能な地域農業の実現を目指し、他の団体と新たな連 携体制を実現するための計画策定に係る現地活動経費、先 進地視察経費を支援。 【採択要件】 （１）広域連携農場地区の承認を受けた地区の取組である こと。 （２）革新計画書の作成と並行し、関連する地域の京力農 場プランの作成・見直しを実施すること。	中西
9	府		企業連携人材 確保事業	集落営農法人	1/2	【内容】 地域や集落の農地維持に貢献している法人が、民間企業の 社員を派遣によって受け入れる場合に、受入に伴うかかり 増し経費を支援。 問い合わせについて：（一社）京都府農業会議 075-441-3660	中西
10	府		新規作物導入 推進事業	集落営農組織等	1/2	【内容】 収益力強化に資する新規導入作物試験栽培の取組に要する 経費を支援。 【採択要件】 （１）広域連携農場地区の承認を受けた地区の、革新計画 書に基づいて行われる取組であること。 （２）集落間又は集落営農組織と企業の連携取組であるこ と。 【補助率】 補助対象経費の2分の1 以内の額とし、40万円を上限とす る。	中西
11	府		収益力強化整 備事業	集落営農組織等	1/2	【内容】 収益力強化に資する農産物生産用機械・施設等の整備に要 する経費を支援。 【採択要件】 （１）広域連携農場地区の承認を受けた地区の、革新計画 書に基づいて行われる取組であること。 （２）事業完了年度の翌年度から起算して3箇年度以内に 園芸品目の栽培面積を5ha以上拡大すること、又は、売上 高を10%以上増加させること。 【補助率】 補助対象経費の2分の1 以内の額とし、1,000万円を上限 とする。	中西
12	府		農地管理省力 化新技術導入 支援事業	農地管理組織等	1/2	【内容】 農地管理組織が農業者等から農業支援サービスを受託する に当たり、事業を広域かつ効率的に展開するための設備導 入に要する経費を支援。 【採択要件】 （１）広域連携農場地区の承認を受けた地区の取組である こと。 （２）農地管理組織等と農業者等（農業者及び生産組織 等）との間で、概ね50haを超える農地における農業支援 サービスの受託契約を締結している、又は確実に締結が見 込まれること。	中西

令和8年度 農業振興課所管補助事業（予定）一覧

R7.9.1 時点

No.	種別	補助事業名称	事業名	対象	補助率	事業【内容】・条件等	農業振興課担当者
13	府	スマート農林水産業実装チャレンジ事業	農業畜産業	認定農業者、3戸以上の農業団体等	30～50%	【内容】 対象となるスマート農業用機械・施設の導入を支援する 【採択要件】 （1）スマート農林水産業相談窓口の経営相談を受けること （2）3年以内に1割以上の生産額増加または2割以上の生産コストの低減 （3）補助対象となる農業用機械及び設備を利用する作業を10ha以上実施している、又は導入後3年以内に10ha以上実施する計画を有していること。（受託を含む） 【補助率】 補助対象経費の30～50%以内の額とし、400万円を上限とする。	中西
14	国	環境保全型農業直接支払交付金事業（別紙なし）		農業者グループ（2戸以上の任意組合、集落営農組織など）	—	【内容】 地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者グループの支援。 【採択要件】 ①国際水準の有機農業（14,000円／10a）＋加算あり 以下は、特別栽培（肥料農薬の5割低減）と併せて ②堆肥の施用（3,600円／10a） ③緑肥の施用（5,000円／10a） ④総合防除（4,000円／10a） ⑤炭の投入（5,000円／10a） ※全体の申請額が国の予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。 ※交付対象農地は利用権設定が必要です。 ※作物によって一部単価が異なります。 ※一部取組（冬期湛水・長期中干し等）がR7より多面的機能支払交付金に移行しました。	中西

※上記以外にも補助メニューはあります。詳しくは農業振興課にご相談ください。